

福岡県公報

平成二十三年五月十三日
第三千二百五十三号
増刊 ①

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第十五号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の大刀洗町の表本庁の項中「人事係長」を「人事法制係長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十二号

福岡県条例の一部を改正する条例

福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。付則に次の六条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第二十六条 知事は、所得割の納税義務者の選択により、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により法第三十四条第一項第一号に規定する資産について

受けた損失の金額（東日本大震災に関連するやむを得ない支出で施行令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項及び次条第一項において「特例損失金額」という。）については、平成二十二年において生じた同号に規定する損失の金額として、法第三十二条第九項及び法第三十四条第一項の規定を適用することができる。この場合

目次

人事委員会

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
（人事委員会事務局給与公平課）……………一

再掲

○福岡県税条例の一部を改正する条例
（税務課）……………一

○福岡県知事公舎条例施行規則の一部を改正する規則
（財産活用課）……………三

○福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示
（議会事務局総務課）……………四

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
（人事委員会事務局給与公平課）……………六

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
（人事委員会事務局給与公平課）……………六

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
（人事委員会事務局給与公平課）……………七

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
（人事委員会事務局給与公平課）……………七

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令
（人事委員会事務局給与公平課）……………七

人事委員会

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年五月十三日

において、これらの規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税に関する規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、平成二十三年度分の法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る雑損失の繰越控除の特例）
第二十七条 所得割の納税義務者が特定雑損失金額（法第三十二条第九項に規定する雑損失の金額のうち、特例損失金額に係るものをいう。）を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の県民税に係る法第三十二条の規定の適用については、法附則第四十三条第一項の規定によるものとする。

（東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例）
第二十八条 所得割の納税義務者のうち法附則第四十四条第一項各号に掲げる要件のいづれかを満たす者（平成二十三年分の所得税につき青色申告書（所得税法第二条第二十三号純損失金額（その者の平成二十三年において生じた法第三十二条第八項の純損失の金額をいう。）又は被災純損失金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第七條第四項第三号に規定する被災純損失金額をいい、同年において生じたものを除く。）を有する場合には、当該平成二十三年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の県民税に係る法第三十二条の規定の適用については、法附則第四十四条第一項の規定によるものとする。）

2 所得割の納税義務者のうち法附則第四十四条第一項各号に掲げる要件のいづれかを満たす者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が平成二十三年特定純損失金額（

震災特例法第七條第四項第六号に規定する平成二十三年特定純損失金額をいう。）又は被災純損失金額（同條第四項第三号に規定する被災純損失金額をいい、平成二十三年において生じたものを除く。）を有する場合には、当該平成二十三年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の県民税に係る法第三十二条の規定の適用については、法附則第四十四条第二項の規定によるものとする。

3 所得割の納税義務者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（震災特例法第七條第四項第三号に規定する被災純損失金額をいう。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の県民税に係る法第三十二条の規定の適用については、法附則第四十四条第三項の規定によるものとする。

（東日本大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付の特例）
第二十九条 東日本大震災に伴い申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第七十二条の二十六第一項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第七十二条の二十八第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、法第七十二条の二十六第一項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

（東日本大震災に係る個人の事業税の繰越控除の特例）
第三十条 事業を行う個人のうち震災特例法第七條第一項各号に掲げる要件のいづれかを満たす者（平成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が平成二十三年損失金額（その者の平成二十三年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額をいう。）又は被災損失金額（同年において生じたものを除く。）を有する場合には、当該平成二十三年損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る法第七十二条の四十九の八の規定の適用については、法附則第五十条第一項の規定によるものとする。

2 事業を行う個人のうち震災特例法第七條第一項各号に掲げる要件のいづれかを満たす者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が平成二十三年特定損失金額又は被災

損失金額（平成二十三年において生じたものを除く。）を有する場合には、当該平成二十三年特定損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る法第七十二条の四十九の八の規定の適用については、法附則第五十条第二項の規定によるものとする。

3 事業を行う個人（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災損失金額を有する場合には、当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る法第七十二条の四十九の八の規定の適用については、法附則第五十条第三項の規定によるものとする。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 青色申告書 所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。

二 被災損失金額 その者のその年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、被災事業用資産震災損失合計額（震災特例法第六条第一項に規定する棚卸資産震災損失額、同条第二項に規定する固定資産震災損失額及び同条第三項に規定する山林震災損失額の合計額で、法第七十二条の四十九の八第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に該当するものをいう。）に係るものとして施行令で定めるものをいう。

三 平成二十三年特定損失金額 その者の平成二十三年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、法第七十二条の四十九の八第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に係るものとして施行令で定めるものをいう。

5 第一項から第三項までの規定の適用がある場合における法第七十二条の五十五の規定の適用については、法附則第五十条第五項の規定によるものとする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第三十一条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者その他の施行令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この条において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該

代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の施行令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則

この条例は、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号）の施行の日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県知事公舎条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七号

福岡県知事公舎条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県知事公舎条例施行規則の（平成七年福岡県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「入居料」の下に「及び自動車保管場所利用料」を加える。

第四条第二項を次のように改める。

2 知事公舎の自動車保管場所利用料は、月額とし、専ら個人の用に供する自動車の保管場所として使用する場合において次条の規定に基づき算定した額とする。

第四条に次の一項を加える。

3 月の中途において入居した場合、自動車保管場所を使用開始した場合、又はそれらを返還した場合のその月の入居料又は自動車保管場所利用料は、日割計算した額とす

る。

第五条の見出しを「(入居料及び自動車保管場所利用料の算定方法)」に改め、同条第一項中「知事公舎の延べ床面積(専ら居住の用に供する部分に限る。)」を「専ら居住の用に供する部分の延べ床面積」に改め、同条第二項中「八百八十五円とする。」を「知事が専ら居住の用に供する部分は、八百八十五円とし、秘書が専ら居住の用に供する部分は、七百二十円とする。」に改め、同条第三項中「知事公舎のうち」を削り、「同表の下欄」を「同表の中欄又は下欄」に改め、同項の表を次のように改める。

年数	知事が専ら居住の用に供する部分の金額	秘書が専ら居住の用に供する部分の金額
二十年	三百三十三円	二百六十三円
二十五年	三百七十六円	二百九十七円
三十年	四百十円	三百二十四円
三十五年	四百三十七円	三百四十五円
四十年	四百五十八円	三百六十二円
四十五年	四百七十円	三百七十一円
五十年	五百三十三円	四百二十一円

第五条に次の二項を加える。

4 前条第二項に規定する自動車保管場所利用料の算定方法は、一平方メートル当たり
の自動車保管場所利用料基準額に自動車一台当たり駐車面積として十二・五平方メー
トルを乗じて算定するものとする。

5 前項に規定する自動車保管場所利用料基準額は、二百六十二円とする。
第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(入居者の費用負担)

第六条 専ら居住の用に供する部分の次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、総務部長が入居者に負担させることが不相当と認めるときは、この限りでない。

- 一 ガス、電気及び上下水道等の使用料
- 二 じんかいの処分等清掃に要する経費
- 三 障子及びふすまの張り替え、畳の表替え等の軽微な修繕
- 四 その他各号に類する費用

(知事公舎の返還)

第七条 専ら居住の用に供する部分を返還しようとする入居者は、返還の完了を検査する日までに入居者の負担により、障子及びふすまの張り替え、畳の表替え等の軽微な修繕並びに汚破損箇所の補修を行う。ただし、総務部長が不要と認めるときは、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月二十八日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第七条の規定は、平成二十三年四月二十七日以前に入居を開始した者には、適用しない。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会告示第二号

福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年四月二十九日

福岡県議会議長 田中秀子

福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会議事務局規程(昭和三十五年十月二十五日福岡県議会公示)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(係の設置)

第二条 福岡県議会議事事務局条例(昭和三十五年福岡県条例第四十号)第二条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる課に、当該下欄に掲げる係を置く。

総務課	総務係 秘書係 経理係
議事課	
調査課	

第三条を次のように改める。

(事務分掌)

第三条 前条の各課又は各係ごとの所掌事務は、別表のとおりとする。
 第五条を次のように改める。

(役付職員)

第五条 事務局に事務局長のほか事務局次長を、事務局の各課に課長を、総務課に副課長を、議事課に企画監を、調査課に法務調査監を置く。
 2 総務課に課長補佐を、総務課の各係に係長を置く。
 3 前二項に規定するもののほか、必要と認めるときは、事務局に副理事を、課に参事、参事補佐、企画主幹、企画主査及び事務主査を置く。
 第八条の表を次のように改める。

区分	不在代決することができる者	
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び上欄に掲げる者がともに不在のとき
事務局長の決裁事項	事務局次長	主務課の課長
課長の決裁事項	総務課にあつては副課長、議事課にあつては当該事務を担当する企画監又は課長が指定する職員、調査課にあつては当該事務を担当する法務調査監又は課長が指定する職員	総務課にあつては課長補佐又は課長補佐が担当しない事務を所掌する係の係長、その他の課にあつては課長が指定する職員

副課長の決裁事項 課長補佐 主務課の係長

別表を次のとおり改める。

課名	係名	所掌事務
総務課	総務係	一 儀式及び渉外に関すること。 二 議会の国際交流に関する事務のうち、他係に属さないものに関すること。 三 職員の人事、服務及び研修に関すること。 四 議員の身分、栄典及び表彰に関すること。 五 元議員の待遇に関すること。 六 議員及び職員の公務災害補償に関すること。 七 都道府県議会議員共済会に関すること。 八 議員及び職員の福利厚生に関すること。 九 議会において使用する庁舎及びその用地の維持管理及び運営に関すること。 十 傍聴に関すること。 十一 議員の資産等の公開に関すること。 十二 庶務に関すること(議事課及び調査課に係るもの(公印の管守、職員の服務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に関するものを除く。)(を含む。))。 十三 各課との連絡調整に関すること。 十四 他課及び他係の所管に属さないこと。
経理係	秘書係	一 議長及び副議長の秘書に関すること。 二 議長車及び副議長車の運行に関すること。 三 議長会の連絡調整に関すること。 四 議長及び副議長に係る国際交流事務に関すること。 一 予算及び決算に関すること。 二 議員の議員報酬、費用弁償等に関すること。 三 政務調査費に関すること。 四 議員互助会に関すること。 五 職員の給与及び旅費に関すること。 六 地方職員共済組合及び互助会に関すること。 七 物品の出納及び管理に関すること。 八 経理に関すること。 九 議会の情報公開に係る事務の総括に関すること。 十 議会の個人情報保護に係る事務の総括に関すること。

課 査 調	課 事 議
<p>一 議案の調査に関すること。 二 行政施策、法令等の調査に関すること。 三 意見書及び決議に関すること。 四 意見書等調整会議に関すること。 五 議会図書室に関すること。 六 特別委員会に関する事務のうち、他課に属さないものに関すること。 七 議員提出条例の制定及び改廃に係る補助に関すること。 八 議会に関する条例、規程等の制定及び改廃に係る法務に関すること。 九 議会制度の調査、研究等に関すること。 十 議会の広報に関すること。 十一 議会の情報公開に関すること。 十二 議会の個人情報保護に関すること。 十三 国及び市町村の行政情報の収集に関すること。 十四 その他各種資料及び情報の収集並びに諸調査に関すること。 十五 議会史編さんに関すること。 十六 議長会に関する事務のうち、他課に属さないものに関すること。 十七 庶務に関する事務のうち、公印の管守、職員の服務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に関すること。</p>	<p>一 本会議の運営に関すること。 二 代表者会議に関すること。 三 議会運営委員会に関すること。 四 常任委員会に関すること。 五 特別委員会に関する事務のうち、事務局長が指定するものに関すること。 六 常任委員長会議に関すること。 七 議案に関すること。 八 請願及び陳情に関すること。 九 議決事項の処理に関すること。 十 議員定数及び選挙区に関すること。 十一 議会制度の企画・調整等に関すること。 十二 議会改革の総合調整に関すること。 十三 速記に関すること。 十四 会議録の編集に関すること。 十五 庶務に関する事務のうち、公印の管守、職員の服務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に関すること。</p>

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号中「一の年において五日」の下に「（イに掲げる活動について人事委員会が別に定める場合にあつては、七日。以下この号において単に「七日」という。）」を、「にあつては、五日」の下に「（七日）」を、「当該日数が五日」の下に「（七日）」を、「場合は五日」の下に「（七日）」を、「その周辺の地域」の下に「若しくは人事委員会が別に定める地域」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に使用された改正前の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十六条第一項第四号の休暇については、改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十六条第一項第四号の休暇として使用されたものとみなす。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第十二号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」を

「公益社団法人福岡県雇用対策協会

公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」に改め、

公益財団法人福岡県地域福祉財団

「財団法人福岡県地域福祉財団」及び「社団法人福岡県雇用対策協会」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「企画情報部長」を「研究企画部長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二農業総合試験場の項中「企画情報部長」を「研究企画部長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第三号

事 務 局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋 一

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第一項中第二十四号を第二十六号とし、第十六号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の二号を加える。

16 第十六条第一項第四号本文の規定により、ボランティア休暇のうち七日の範囲内の期間を付与できる場合を定めること。

17 第十六条第一項第四号イの規定により、ボランティア休暇において活動の対象となる地域を定めること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。